D-SCHOOL北海道 利用規約

本利用規約は、株式会社シーラクンスが運営する「D-SCHOOL北海道」が提供するサービスの利用についての諸条件を定めるものです。なお、本利用規約は株式会社シーラクンスが別途定める規約やガイドライン等とともに重畳的に適用されます。 本利用規約にご同意いただき、 当スクールにご入会いただきますようお願いいたします。

第1条 (定義)

- 1. 「当社」…株式会社シーラクンス
- 2. 「本教室」…当社が「D-SCHOOL北海道」名で提供する各種サービス(Ex.プログラミング教室、すらら教室)
- 3. 「本スクール |…当教室の各サービス拠点 (Ex.札幌大通校、札幌屯田校、函館校)
- 4. 「本講座」…当スクールで開催する授業の1コマ
- 5. 「入会希望者 |…当教室の受講を希望する者
- 6. 「受講生」…本利用規約に同意の上、当教室への入会申込を行った者のうち、当社が本入会申込を承諾した者
- 7. 「会員」…入会希望者及び受講生の総称
- 8. 「受講料」…会員の入会および本講座の受講に当り、当社が会員から徴収する対価の総称

第2条 (本利用規約の変更)

当社は、会員の事前の承諾を得ることなく本利用規約を変更できるものとします。なお、変更する場合には、一定の予告期間をもって書面の交付・電子メールの送信・ホームページ上での告知などにより利用者に通知します。

第3条 (契約の成立)

入会希望者が本規約に同意の上で申込を行い、本申込について当社が入会を承諾して、所定の受講料を納入した時点 で受講契約が成立となり、その後当社所定の開講日をもって本講座の受講が可能となります。

第4条 (受講申込)

- 1. 受講申込は、所定の申込書に必要事項をご記載の上ご提出頂き、記載済の申込内容の当社事務局による確認をもって「受講申込の完了」とさせて頂きます。
- 2. 入会希望者による受講申込は、当社の定めた締切日までとさせて頂きます。

第5条 (受講料及びそのお支払)

- 1. 当社は、受講料を当社の公式ホームページにおいて事前に開示するものとします。
- 2. 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、前項の受講料を変更できるものとします。なお、変更する場合には、一定の予告期間をもって書面の交付・電子メールの送信・ホームページ上での告知などにより利用者に通知します。
- 3. 受講料は原則全額前納とさせて頂きます。なお、銀行振込の際、振込手数料は会員負担となります。
- 4. 受講料のお支払いは、当社の定めるお支払期日までにご入金ください。また、受講料を支払期限までにお支払いいただけない場合には、当社の判断により退会とさせて頂くことがあります。

第6条 (受講生の権利と義務)

- 1. 受講生は、受講契約の成立の後、本規約に従うことを条件に本講座を受講することができます。
- 2. 受講生は、本講座を欠席する場合には、必ず事前連絡をしてください。ただし、本講座を欠席した場合にも授業相当分の 受講料の返金はできかねますので、予めご了承ください。 なお、事前に欠席のご連絡があった場合に限り、当社の判断により、受講生は振替授業を受講することができます。
- 3. 会員につき受講申込時又はそれ以外で当社に対して申告した届出事項の変更が発生した場合、又は予め変更が分かっている場合は、当社の定める方法で速やかに変更の届出を行ってください。届出変更がない場合に会員に生じた不利益について当社は一切責任を負いません。

第7条 (受講の制限)

受講生が次の各号の何れかに該当するときは、当社の判断により即刻受講の停止、退席もしくは受講契約を解除させて頂きます。

- ① 本講座の進行を妨害し、不適切又は無関係の発言をし、または、その他の言動により他の受講生の迷惑になる恐れのある行為をした場合
- ② 当社の承諾なしに売り込み・勧誘その他自己又は第三者の宣伝及び、営利目的、政治目的、宗教的目的その他本講座 と関係のない活動の場として本講座を利用した場合
- ③ 本講座の内容を録音又は録画し、あるいは当社が収録して配信する(送信可能化を含む)講義映像・音声(以下「講義コンテンツ」といいます)を一部でも当社規定以外の方法でダウンロードもしくはコピーした場合

- ④ 他人に講義コンテンツ及び本講座に関連して提供される資料を貸与又は譲渡その他の方法で利用させた場合、もしくは無断で複製、転載、引用した場合
- ⑤ その他、当社、講師又は他の受講生の権利を害し、信用、名誉又はプライバシーを毀損しもしくは当社・本講座の品位を著しく傷つけた場合
- ⑥ 本規約の他の何れかに違反し、受講の継続が不適当と当社が判断する場合
- ② 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に該当すること、反社会的勢力を利用していること、あるいはこれと社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合

第8条 (本講座の開講・変更)

当社は次の各号の通り利用者の開講期の変更ができるものとします。

- ① 学習効果の観点より、一定人数以上の受講生を単位として本講座の開講を決定いたします。受講生が当社の想定する人数に達しない場合、あるいはやむを得ない事情がある場合、当社の判断によって予め通知された開講日の開講を変更し、受講生を次回募集以降の開講期に振り替えて本講座を受講して頂くことがございます。なお、開講期の変更は、本講座初回開講日の1週間前までに決定します。
- ② 当社の都合により使用するコンテンツ、日程・内容、開催場所等が変更になる場合があります。この場合、当社は、合理的な範囲で事前に電子メール・電話・その他の手段により、受講生に対しその旨を通知いたしますが、緊急の場合などは、この限りではありません。
- ③ 天災、地変、戦争、テロ、暴動、労働争議、降雨その他の気象等の事由、通信設備のトラブルその他当社の責に帰する事の出来ない不可抗力的事由により本講座の提供が停止した場合、当社は受講生に対して一切の責任を負いません。

第9条 (契約期間と各種手続き)

- 1. 契約期間は、原則、1ヶ月とし、当社或いは受講生からの解約申出がない限り、1ヶ月単位の自動継続とします。
- 2. 受講生が前項の解約申出を行う場合には、自動継続の取り止めを希望する受講月の前月10日までに、当社所定の方式に従い解約申請の手続を行ってください。(Ex.4月から解約したい場合、3月10日までに解約手続が必要となります)
- 3. 受講内容の変更申請をされる場合も、変更を希望する受講月の前月 10日までに、当社所定の方式に従いご変更申請の手続を行ってください。
- 4. 前2項の申請手続が解約又は変更を希望する受講月(以下「希望月」といいます)の前月 10日までに行われない場合には、希望月の翌月での解約又は変更となります。(Ex.3月11日に解約手続を実施した場合には5月からの解約となり、4月は自動継続による受講扱いとなります)

第10条 (解約等)

- 1. 開講前:以下の場合に限り受講契約の解約が認められ、当社より受講料が返金されます。但し、解約により発生する費用及び解約時までに既に発生した費用(提供済みの教材の費用等)については返金額から控除されるものとします。
- ① 受講生は、第4条1項の受講申込書を当社へ提出した日を含め8日以内(但し、開講前に限る)は、書面によって申込を撤回し、契約を解約することができます。
- ② 当社の都合で本講座を中止した場合
- 2. 開講後: 当社の都合で本講座を中止する場合を除いては、一切解約はできません。

第11条 (権利義務などの譲渡等の禁止)

受講生は、本利用規約又は受講契約に関連して生じた債権債務や権利義務および契約上の地位の全部または一部を第三者へ譲渡、承継またはその他の処分をすることはできません。

第12条 (個人情報)

当社は、本講座の実施に関連して知り得た受講生の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、次の各号の何れかの場合、その他本講座の実施、受講生の管理等のために合理的に必要となる範囲を超えて利用しないものとします。

- ① 受講生に対する、当教室運営に著しく影響を及ぼす事柄(カリキュラムの大幅な変更、 一時停止を含みますがこれらに限られません) に関する連絡を行う場合
- ② 個人情報を適切に管理するよう契約等により義務づけた業務委託先に対し、本講座に関連するサービス提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- ③ 本講座に関連するサービス提供の向上等の目的で個人情報を集計及び分析等する場合
- ④ 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
- ⑤ 当社が受講生にとって有益だと判断する当社のサービス、広告主や提携先企業の商品・サービス等に関する情報を受講生に対して提供する場合
- ⑥ 受講生に個人情報の取扱いに関する同意を求めるための連絡を行う場合
- ⑦ その他任意に受講生の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合
- (8) 行政機関の命令、裁判所の発する令状その他公的機関の指示に従い開示する場合

第13条 (知的財産権等)

- 1. 当社が受講生に提供する教材、および教材を基礎として受講生が作成した成果物に関する特許権(特許を受ける権利を 含む)、商標権、著作権 (著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)その他すべての知的財産にかかる権 利(以下、総称して「知的財産権」という)は、当社及び当社の提携先に帰属するものとします。
- 2. 当社は、受講生が本教室において投稿、アップロードまたは保存した全ての情報(文字情報、画像情報等を含みますがこれらに限られません)について、これらを保存・蓄積した上、本教室の円滑な運営、改善、本教室または当社の提供するサービスの宣伝告知等を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、受講生はこれに同意するものとします。

第14条 (受講生が未成年者である場合の傷病等への対応)

- 1. 受講生は、受講生に持病等(アレルギー含む)がある場合、ご入会時に申告するものとします。また、受講時の保護者の付き添いや持病の薬の持参等、受講生自身が必要な対応をとるものとします。
- 2. 受講生は、受講中の脱水症防止のため、各自で飲み物を持参するものとします。
- 3. 当社は、傷病等発生時における医薬品の服用や医療に類似する行為等は行いません。傷病等が発生した場合、原則として、保護者に連絡をとり、受講生の帰宅を促します。
- 4. 当社は、受講生の怪我や発熱、・腹痛・ 頭痛等の疾病が疑われる場合、 また打撲・外傷等の負傷が認められ、且つ保護者に連絡が取れない場合、当社の判断で、受講生を医療機関で受診させる場合があります。 なお、その際受診にかかった費用等は受講生の負担とします。保護者は、医療機関の受診を拒否する場合、事前に申告するものとします。事前の申告が無かった場合、当社は、緊急時の医療機関の受診に、保護者が同意したものとみなします。
- 5. 当社は、受講生の持病、身体の故障、障害等により受講中の介助が必須であると判断した場合、 保護者の付き添いを要求するものとします。

第15条 (受講生の安全確保)

- 1. 当社は、受講中の受講生の安全管理について十分な注意を払いますが、万が一、受講生に傷病等が発生した場合は、当社に故意または重過失がある場合を除いて当社は責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本スクールへの通学中の安全確保や事故トラブル等の対応について、責任を負わないものとします。受講生は、未成年者のみで本スクールへ通学する場合、保護者は必ず未成年者本人と連絡する手段を用意するものとします。
- 3. 受講生が未成年者である場合、保護者は、必要に応じ本講義終了後の待ち合わせ場所を事前に決めるものとし、講義終了後10分以内に迎えにくるものとします。万が一、迎えの到着が講義終了後10分を超えた場合、当社は、可能な範囲で保護者が到着するまでの間、未成年者に付き添いますが、これを保証するものではありません。

第16条 (スクールにおける作品の開発・制作)

- 1. 受講生は、本講義で制作した作品の完成度は受講生本人の技術レベルによって異なる可能性があることを、予め了承するものとし、当社は、受講生がイメージした通りの作品ができることを保証いたしません。
- 受講生が本講義において制作したコンピュータープログラム・イラスト等を含む各種成果物のデータについては、受講生自身で保存・管理するものとし、当社はその保存・管理に責任を負いません。

第17条 (免責)

- 1. 当社は、本教室において、受講生と第三者との間で生じた一切のトラブル(違法または公序良俗に反する行為の提案、名 管毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等)に関して、当社に故意または重過失がある場合を除き、 責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本教室の受講に起因して受講生に発生した一切の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、 責任を負わないものとします。(本講座受講中及び本スクールへの通学中における傷病・その他一切のトラブルを含みま す)

第18条 (準拠法)

本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第19条 (協議・管轄裁判所)

本利用規約及び受講契約に関する一切の訴訟その他の紛争については、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第 1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第20条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項については、当事者は協議の上、これを定めるものとします。本規約に定めない事項又は本規約の条項等に関連して疑義が生じたときは、両当事者誠実に協議の上で、解決を図るものとします。

(2019.07)